

身体拘束等の適正化に関する基本方針

社会福祉法人生駒市社会福祉協議会

(基本的考え方)

1. 理念

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人生駒市社会福祉協議会では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないことを基本理念とする。

2. 緊急やむを得ない場合の3要件

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 身体的拘束に該当する具体的行為

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的行為は以下のとおり。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

4. 基本方針

①身体拘束および行動制限の原則禁止

当事業所では、サービスの提供にあたり、利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

②身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束を適正化することを目的として「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。

③緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置としてやむを得ず身体拘束を行う場合については、身体拘束適正化検討委員会において事前に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、本人又は家族の同意を得て行う。身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

④日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

ア) 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

イ) 言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

ウ) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

エ) 利用者の安全を確保するため、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

(身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項)

5. 事業所は身体拘束等の適正化を図る体制として、「身体拘束適正化委員会」（以下委員会）を設置する。

①設置の目的

身体拘束等の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止、「身体拘束ゼロ」の実現に努める。

②身体拘束適正化検討委員会の構成委員

- ・生駒市デイサービスセンター幸楽所長
- ・介護支援事業所管理者
- ・訪問介護サービス提供責任者
- ・通所介護生活相談員
- ・通所看護介護職員
- ・地域包括支援センター長
- ・その他必要に応じ委員を指名する。

③身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会は、年2回以上開催し（オンラインを含む）、その結果について職員に周知徹底を図る。

身体拘束等事案発生時、必要な際は、随時委員会を開催する。

④身体拘束適正化検討委員会の役割

- ・身体拘束等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ・従業者が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法について
- ・身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関する事
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画に関する事

(職員研修)

6. 支援に関わる全職員に対し、入職時及び年1回の研修を行う。

①本基本方針に基づき、「身体拘束等の適正化」についての学びを深め、意識向上に努める

- ②「虐待防止」研修の一環として、これを開催する場合もある
- ③外部研修への参加も含めて計画を立てる
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録を保管する

(身体拘束発生時の対応・報告に関する基本方針)

7. 身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告するものとする。その際、同委員会の定期開催を待たずして協議を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集する。

(1) 対応

当事業所において何らかの原因で3要件に該当する事案が発生した場合、デイサービスセンター幸楽所長等の判断を得て身体拘束を行うことになるが、可能な限り本人を落ち着かせ、身体拘束を避ける努力をする。やむを得ず身体拘束を行う場合には次の項目について具体的に本人及び家族等に説明し、書面で確認を得る。

- ・ 個別の状況による理由
- ・ 方法（場所、内容、部位）
- ・ 時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 開始及び解除の予定

(2) 報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、身体拘束適正化検討委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。

(3) 緊急時

- ①緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し、緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ②家族への説明は翌日までに現場責任者が行き、同意を得る。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

8. 当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるよう公表する。また当法人 HP において開示する。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

9. 身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体拘束の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくす取り組みをしなければならない。

付則

2024年3月1日より施行

